二九　㈱毛皮モードセンター（毛皮製品小売業者）に対する件

（違反法条　景表法四条一号）

昭和四十八年（判）第三号

審　決

東京都中央区銀座八丁目九番六号

被審人　株式会社毛皮モードセンター

右代表者　代表取締役　山下達子

右代理人　弁護士　井上卓一

同　鎌田俊正

公正取引委員会は、右被審人に対する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）違反事件について、昭和四十九年十一月二十五日、審判官辻吉彦及び同石川一が当委員会に提出した別紙審決案を調査し、事件記録に基づき次のとおり審決する。

主　文

一　被審人は、昭和四十七年九月十五日から同年十月三十一日までの間の別紙審決案別表記載の日を売出日とする毛皮類及び毛皮付衣料の取引に関する新聞折込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、右ビラ（別紙審決案添付の写）に記載された事項のうち、実売価格に比較対照した価格は、実売価格を不当に安くみせかけるために付した架空の価格であり、したがって、実売価格が半値以下であるという表示は根拠のないものである旨を、当委員会の指示する方法により、公示しなければならない。

二　被審人は、今後、その販売する毛皮類及び毛皮付衣料の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告に、本件事実と同様の記載をすることにより、その商品の価格について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも取引の相

手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　被審人は、今後一年間、毛皮類及び毛皮付衣料の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をしたときは、ただちに、当委員会にこの広告物を提出しなければならない。

四　被審人は、第一項に基づいてした公示について、すみやかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

理　由

本審決の理由（事実、証拠、被審人の主張に対する判断及び法令の適用）は、別紙審決案と同一であるから、これを引用する。

よって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五十四条第一項、景品表示法第七条第二項及び公正取引委員会の審査及び審判に関する規則第六十九条第一項の規定により、主文のとおり審決する。

昭和四十九年十二月二十七日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

昭和四十八年（判）第三号

審　決　案

（被審人及び代理人は審決と同一につき省略する。）

右被審人に対する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）違反事件について、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第五十一条の二及び公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第二十六条の規定により、担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のような審決をすることが適当であると思料し、規則第六十六条及び第六十七条の規定により、本審決案を作成する。

主　文

一　被審人は、昭和四十七年九月十五日から同年十月三十一日までの間の別表記載の日を売出日とする毛皮類及び毛皮付衣料の取引に関する新聞折込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、右ビラ（別添写）に記載された事項のうち、実売価格に比較対照した価格は、実売価格を不当に安くみせかけるために付した架空の価格であり、したがって、実売価格が半値以下であるという表示は根拠のないものである旨を、当委員会の指示する方法により、公示しなければならない。

二　被審人は、今後、その販売する毛皮類及び毛皮付衣料の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告に、本件事実と同様の記載をすることにより、その商品の価格について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　被審人は、今後一年間、毛皮類及び毛皮付衣料の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をしたときは、ただちに、当委員会にこの広告物を提出しなければならない。

四　被審人は、第一項に基づいてした公示について、すみやかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

理　由

第一　事　実

一　被審人は、肩書地に本店を置き、毛皮類及び毛皮付衣料（以下「毛皮類等」という。）の販売業を営む事業者である。

二　被審人は、各地を移動して、毛皮類等の展示即売会を行っているが、昭和四十七年九月十五日から同年十月三十一日までの間、別表のとおり十八回にわたって、右展示即売会を行ない、例えば、横浜市所在の港北公会堂における昭和四十七年十月二十一日を売出日とする展示即売会について、同月二十日に「'73シーズン前のテストセール」と記載したビラ（別添写）計六万枚を新聞販売店を通じて、サンケイ新聞に折込み、同公会堂の周辺地域における同紙の購読者である一般消費者に配布した。

なお、昭和四十七年九月十四日から同年十月二十九日までに配布したビラは、いずれも、右ビラと同一内容のものである。

三　被審人は、前記ビラに、「'73シーズン前のテストセール」、「……テストセール開催、そのためお値段は半値以下、……」と見出しを付したうえ、毛皮類等の写真を掲げ、例えば、「ラビットジャンバー五六、〇〇〇円の品一九、五〇〇円」、「ラビットチャビーコート¥四二、〇〇〇の品¥一九、七五〇」と記載することにより、本件ビラに掲げた全商品（以下「ビラ掲載商品」という。）について、それぞれ実売価格にこれと著しくかけ離れた比較対照価格を併記している。

しかるに、右比較対照価格は、通常、毛皮類等の小売業者がビラ掲載商品と使用原毛皮の種類、品質、一枚当りの大きさ及び枚数並びに縫製加工の程度等が同種、同程度である商品（以下「同種商品」という。）を販売する場合の価格に比して約二倍も高い価格であって、市価とは認められず、また、ビラ掲載商品の製造業者などが付した希望小売価格あるいは被審人が以前に販売したことのある価格であるとも認められない。しかも、右実売価格は、おおむね、それぞれの市価程度であると認められる。したがって、右比較対照価格は、被審人が実売価格を不当に安くみせかけるために付した架空の価格であって、「……テストセール開催、そのためお値段は半値以下、……」という表示は何ら根拠のないものである。

第二　証　拠

右事実一及び二については、被審人が認めて争わないところである。

同三については、

一　査第十七号証ないし査第十九号証及び乙第一号証

一　参考人太田勝之の第三回審判、同小坂公二の第四回審判、同折口勝、同中村喜代次の第五回審判及び同三木敏雄の第六回審判における各陳述

一　査第十五号証の実況見分書の記載

一　査第四号証ないし査第七号証の各供述調書の記載

一　査第八号証ないし査第十四号証及び査第十六号証の各供述聴取報告書の記載を総合してこれを認めることができる。

第三　被審人の主張に対する判断

一　被審人の主張の要旨

(一)　ビラ掲載商品のうち、ラビットジャンバー及びラビットチャビーコート（以下「例示二商品」という。）以外の商品に付した比較対照価格が不当表示であるか否かは、審判開始決定書には、とくにとりあげられていないし、また、その実質的な証拠もない。

(二)　例示二商品の比較対照価格は、左記のとおり根拠のあるものであり、これを根拠のない架空の価格であるということはできない。

イ　例示二商品はファッション性の極めて高い商品であるから、いわゆるファッション商品の常として、同一商品であってもその小売価格はまちまちとなるものである。

ロ　例示二商品と同一の商品が被審人以外の小売業者において販売されていなかったことが明らかな本件においては、例示二商品の「市価」の根拠を同種の商品の小売価格に求めざるをえず、その結果、「市価」の上下巾は一層拡大されることになり、その認定がますます困難となる。

ハ　審判において同種商品の提示がないため、例示二商品と同種商品とのファッション性を含めた商品価値の比較が不可能であるから、例示二商品の「市価」を同種の商品の小売価格により認定することには無理がある。

ニ　したがって、例示二商品の「市価」は、毛皮類等の業界において常識化している価格体系上の倍率により推察するほかはないところ、小売価格は卸売業者の通常の仕入価格の二・五倍ないし三・三倍であるというのが右の倍率と目されるので、例示二商品を卸売業者が通常仕入れる場合の価格を、被審人の仕入価格が卸売業者向けの価格に比し三割廉価であったとみられることを根拠に

して算出し、この算出価格に右の倍率を乗じて「市価」を推算すると、その数値は例示二商品の比較対照価格と合致する。

(三) 不当な価格表示に関する景品表示法第四条第二号の運用基準（昭和四十四年五月二十六日公正取引委員会事務局長通達第四号、以下「運用基準」という。）に添付の運用基準に該当する事例によると、ファッション商品と目されるものについては、その比較対照価格と市価との開きが二・四六倍の事例があげられているので、この程度の価格差が不当性の判断基準ではなかったかと推測されるが、例示二商品の比較対照価格とこれと同種であるとみられる商品の百貨店における販売価格とを比較すると、両者の開きは右の判断基準を下回っているから、これを不当というのは当らない。

二 右主張に対する判断

(一) ビラ掲載商品のうち、例示二商品以外の各商品に付された比較対照価格も審判の対象とされていることは、審判開始決定書の文脈上明らかであり、かつ、審査官の事件の概要の陳述（第一回速記録）においても明確に述べられているところであるから、前記一(一)のうち、この点に関する被審人の主張は採用できない。

次に、例示二商品をも含めたビラ掲載商品の比較対照価格が市価と認められないことは、前記認定事実のとおりであるが、これをふえんすると、毛皮類にあっては、稀少性の高い特殊な商品は別として、通常の商品の場合には、同種商品の小売価格はほぼ同一の水準にあり、その水準は、毛皮類等の取扱い経験の深い者の評価により推算されるとともに、わが国における毛皮類等の小売総販売量の大半を占める百貨店の販売価格に示されるところでもある。このことは、とりわけ、前掲参考人小坂公二、同中村喜代次及び同三木敏雄の各陳述並びに前掲査第七号証の供述調書の記載を総合して認めることができる。

また、例示二商品以外のビラ掲載商品についてみると、その市価が、おおむね、その実売価格程度であったことは、前掲参考人中村喜代次の陳述及び供述（第五回速記録百一ないし百三ページ並びに査第六号証及び査第七号証の供述調書の各記載）により、これを認めることができる。同人の陳述及び供述は、同人の長年にわたる毛皮類等の取扱いの豊富な経験にもとづくものであり、その信憑性は極めて高いものと認められる。さらに、ビラ掲載商品のうち、ラビットハーフについてみると、その市価は、毛皮類等の小売業者の仕入価格が通常は販売価格の七十パーセント程度（前掲査第十一号証ないし査第十三号証）であるところから、同商品を小売

業者が通常仕入れる場合の価格を、被審人の仕入価格（一万三千五百円）が他の小売業者の仕入価格に比し二割廉価であったこと（前掲参考人小坂公二の陳述。第四回速記録十三ページ及び四十三ページ）を根拠にして算出し、この算出価格に七十分の百を乗ずることによって、これを推算することができる。右の推算により得られた同商品の市価推定値は、その実売価格（二万四千七百五十円）とほぼ合致するし、また、このことは、右の参考人中村喜代次の供述とも符合するところである。

以上の次第であるから、前記一(一)の実質的な証拠がないという被審人の主張は採用することができない。

(二) 例示二商品がファッション性の極めて高いことを証するに足る証拠は見当らず、むしろこの種の商品は実用品的な要素が強く、バーゲン用として販売していたという趣旨の陳述（前掲三木参考人第六回速記録三十六ないし三十八ページ）すらあることからして、前記一(二)イの被審人の主張は認め難く、したがって、その余の主張のうち例示二商品のファッション性に立脚する部分も、その根拠を欠くことになり、理由がない。

次に、例示二商品の小売価格が同種商品の小売価格とほぼ同一の水準にあることは、前記認定事実のとおりであり、品質等を異にする商品は別として、少なくとも同種商品と認められるものの小売価格が右の水準からかけ離れて存在することを認めるに足る証拠はなく、また、例示二商品の市価に関する前掲の陳述及び供述は、例示二商品の現物（前掲査第十八号証及び査第十九号証）を示して得られたものがほとんどであって、その信憑性は高いと認められるので、前記一(二)ロ及びハの被審人の主張は、これを採用することができない。

したがって、前記一(二)ニの比較対照価格の根拠に関する被審人の主張も、その前提とする論拠を失うことになり、かつ、被審人独自の計算により算出した数値が例示二商品の市価に合致しないことは前記の認定により明らかであるので、被審人の右主張は単なる弁解にすぎない。

なお、被審人の主張は、「市価」についての独自の見解をその論拠としていると思われるので、念のために、この点について付言すると、いわゆる二重価格表示の際に比較対照価格として表示することのできる市価とは、景品表示法の趣旨にかんがみ、その表示の行なわれる時期及び地域における実際の取引において、多く用いられている価格の水準を指すのであり、換言すれば、一般消費者

の商品選択の際の参考となるべき客観的な実体を示すものでなければならず、これとかけ離れた、一部小売業者の例外的な価格、過去のある時期の最高の価格あるいは卸売業者等が営業上のあやを含めて示唆した価格等を比較対照価格とし、あたかもそれが市価であるかのように表示することは、一般消費者の誤認を招くものといわざるをえない。

(三) 運用基準に添付の事例は、同一商品の二重価格表示について例示的に不当表示に該当する場合を示したに過ぎないものであり、不当な二重価格表示を例示の事例に限定すべき理由は何ら存在しないのみならず、例示二商品の比較対照価格が市価の約二倍も高い本件において、右比較対照価格が不当な表示であることは疑いを容れる余地のないところであり、被審人の前記一(三)の主張は失当である。

第四　法令の適用

前記事実によれば、被審人は、その販売する商品の価格について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、景品表示法第四条第二号の規定に違反するものである。

なお、審判開始決定書添付の別表記載の事実のうち、本審決案添付の別表に記載されていない部分については、これを認むるに足る証拠が不十分であるので、これを除外するが、このことは、本件違反の成立に影響するものではない。

よって、独占禁止法第五十四条第一項及び景品表示法第七条第二項の規定により、主文のとおり審決をすることが相当であると思料する。

昭和四十九年十一月二十五日

公正取引委員会事務局

審判官　辻　吉彦

審判官　石川　一

別表

売出期日	展示会場名	ビラ配布期日	ビラ折込新聞名 ビラ配布枚数（枚）		ビラ配布地域
昭和四十七年九月　十五日	松戸市民会館（松戸市）	昭和四十七年九月　十四日	サンケイ	八万	会場周辺地域
同年　九月　十七日	成城東ビル（世田谷区）	同年　九月　十六日	サンケイ	三万	〃
同年　九月二十八日	大茂ビル等々力会館（世田谷区）	同年　九月二十七日	サンケイ	三万	〃
同年　九月二十九日	千葉ステーション会館（千葉市）	同年　九月二十八日	サンケイ	十万	〃
同年　十月　三日	相模原市民会館（相模原市）	同年　十月　二日	サンケイ	四万	〃
同年　十月　五日	氷川神社会館（戸田市）	同年　十月　四日	サンケイ	五万	〃
同年　十月　七日	ミドリラウンジ（厚木市）	同年　十月　六日	サンケイ	五万	〃
同年　十月　九日	立川商工会議所（立川市）	同年　十月　八日	サンケイ	五万	〃
同年　十月　十一日	野村証券千住ビル（足立区）	同年　十月　十日	サンケイ	六万	〃
同年　十月　十三日	東郷記念会館（渋谷区）	同年　十月　十二日	サンケイ	三万	〃
同年　十月　十六日	東急文化会館（渋谷区）	同年　十月　十五日	サンケイ	三十万	〃
同年　十月　十八日	大森駅ビル（大田区）	同年　十月　十七日	サンケイ	十万	〃

昭和四十七年十月二十一日	港北公会堂（横浜市）	昭和四十七年十月　二十日	サンケイ	六万	会場周辺地域
同　年　十月二十三日	みまつホテル（水戸市）	同　年　十月二十二日	サンケイ	十一万	〃
同　年　十月二十四日	みまつホテル（水戸市） 〃	同　年　十月二十三日	サンケイ	十一万	〃
同　年　十月二十六日	美ケ原温泉ホテル（松本市）	同　年　十月二十五日	信濃毎日	七万三千	〃
同年十月二十八日および二十九日	セントラルホテル（長野市）	同　年　十月二十七日	〃	十二万	〃
同年十月　三十日および三十一日	福祉センター（一宮市）	同　年　十月二十九日	中日、朝日および毎日	五万	〃

'73 人気毛皮決定 ジャンボのテイール

今年も皆様に楽しんで頂けるテストセールです。



ラビットジャンバー

19,500円

56,000円の品

日 47年10月21日
午前10:00～午後5:00

時 港北公会堂(港北区役所3F)

会場 神奈川県横浜市港北区菊名町780
☎(045) 421－1212

東京・銀座
株式会社 毛皮モードセンター
東京都中央区銀座8－9 ☎573－3423(代)

●銀座毛皮モードセンターが、厳選した数々の優良毛皮。問屋。販売店を通さぬ直売方式で、破格のお値段です。どなたにも個性あふれる気品の豪華さを差し上げたい特別のセールです。お早目にお越しください。数に限りがあり売切れの際はごようしやください。

この冬……

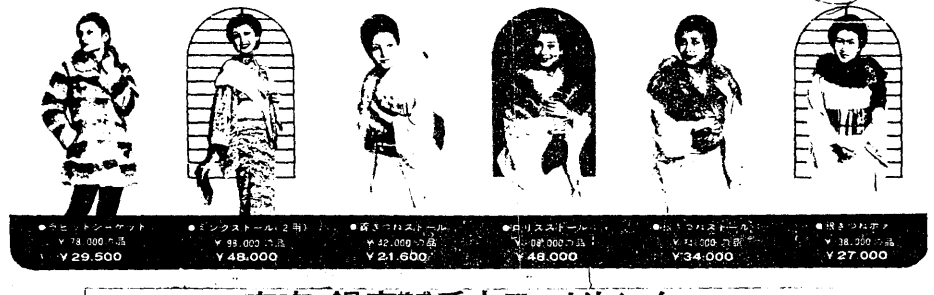
どんな毛皮が皆様に好まれるか、テストセール開催
そのためお値段は半値以下、ご協力お待ちします！

一級品のもつしびれるようなあの感触を確かめてみませんか









東京都中央区銀座8－9　**東京・銀座株式会社毛皮モードセンター**　☎(0)573－3423(代)

〔参考〕

昭和四十八年（判）第三号

審判開始決定書

（被審人は審決と同一につき省略する。）

右の者から昭和四十八年（排）第十三号について、昭和四十八年七月十一日、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第一項の規定に基づき、審判手続の開始の請求があったので、同条第二項の規定により、右の者に対する審判手続を開始する。

第一　事実

一　被審人株式会社毛皮モードセンター（以下「毛皮モードセンター」という。）は、肩書地に本店を置き、毛皮類及び毛皮付衣料の販売業を営む事業者である。

二　毛皮モードセンターは、各地を移動して毛皮類及び毛皮付衣料の展示即売会を行なっているが、昭和四十七年九月十五日から同年十二月四日までの間、別表のとおり三十三回にわたって、右展示即売会を行ない、例えば、横浜市所在の港北公会堂における昭和四十七年十月二十一日を売出日とする展示即売会について、同月二十日に「'73シーズン前のテストセール」と記載したビラ（別添写）計六万枚を新聞販売店を通じて、サンケイ新聞に折込み、右港北公会堂の周辺地域における同紙の購読者である一般消費者に配布した。

なお、昭和四十七年九月十四日から同年十二月三日までに配布したビラは、いずれも、右ビラと同一内容のものである。

三　毛皮モードセンターは、前記ビラに

「'73シーズン前のテストセール」、「……テストセール開催、そのためお値段は半値以下、……」と見出しを付し、その例として、「ラビットジャンバー五六、〇〇〇円の品一九、五〇〇円」、「ラビットチャービーコート¥四二、〇〇〇の品¥一九、七五〇」と記載することにより、実売価格にこれと著しくかけはなれた比較対照価格を併記し、実売価格は、あたかも比較対照価格の半値以下であるかのように表示している。しかるに、右比較対照価格は、前記港北公会堂の周辺地域に所在する毛皮類及び毛皮付衣料の小売店が、右

商品と同種の商品を販売する場合の価格に比して、相当高い価格であって、市価とは認められず、また右商品の製造業者などが付した希望小売価格あるいは、同社が以前に販売したことのある価格であるとも認められず、同社が実売価格を不当に安くみせかけるために付した架空の価格である。

したがって、実売価格がテストセール開催のため半値以下であるという表示も何ら根拠のないものである。

第二　法令の適用

前記事実によれば、毛皮モードセンターは、その販売する商品の価格について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

昭和四十八年七月二十七日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

〔別紙〕

（省略－審決に同じ）

〔別添〕

（省略－審決に同じ）